

法 律	海 上 運 送 法 施 行 規 則
<p>(この法律の目的)</p> <p>第一条 この法律は、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするこ とにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとと もに、海上運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進するこ とを目的とする。</p> <p>(輸送の安全性の向上)</p> <p>第十条の二 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であ ることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。</p> <p>(安全管理規程等)</p> <p>第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省 令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これ を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために一般旅客定期航路事業者 が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、 必要な内容を定めたものでなければならない。</p> <p>一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項</p> <p>二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する 事項</p>	<p>(安全管理規程の内容)</p> <p>第七条の二 一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除 く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全 管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。</p> <p>一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事 項</p> <p>イ 基本的な方針に関する事項</p> <p>ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定め の遵守に関する事項</p> <p>ハ 取組に関する事項</p> <p>二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する 次に掲げる事項</p> <p>イ 組織体制に関する事項</p> <p>ロ 勤務体制に関する事項</p> <p>ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項</p>

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項

四 安全統括管理者（一般旅客定期航路事業者が、前三号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の

二 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

ホ 運航管理者の権限及び責務に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 情報の伝達及び共有に関する事項

ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

(3) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

(4) 航行経路、航海速度等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項

(5) 危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項

(6) 旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項

(7) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項

(8) 旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項

ハ 事故等の防止対策の検討及び実施に関する事項

ニ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項

ホ 内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項

ヘ 教育及び研修に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

チ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項

四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

五 運航管理者の選任及び解任に関する事項

(安全統括管理者の要件)

第七条の二の二 一般旅客定期航路事業者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 一般旅客定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三

経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

五 運航管理者（一般旅客定期航路事業者が、第二号及び第三号に掲げる事項に関する業務のうち、船舶の運航の管理に係るものを行わせるため、一般旅客定期航路事業に関する一定の実務の経験その他の国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任する者をいう。以下同じ。）の選任に関する事項

3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができ。

4 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者及び運航管理者を選任しなければならぬ。

5 一般旅客定期航路事業者は、安全統括管理者又は運航管理者を選任し、

年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認められた者であること。

二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運航管理者の要件）

第七条の二の三 一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業に使用する旅客船のうち最大のものと同年以上の総トン数を有する旅客船に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業と同年以上の規模の旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用して一般旅客定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

ニ 一般旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認められた者であること。

二 二十歳以上であること。

三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第七条の四 法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日

又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

7 国土交通大臣は、安全統括管理者又は運航管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該安全統括管理者又は運航管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該安全統括管理者又は運航管理者を解任すべきことを命ずることができる。

(サービスの改善及び輸送の安全の確保に関する命令)  
第十九条 (略)

2 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について輸送の安全を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、輸送施設の改善、事業計画の変更、安全管理規程の遵守その他の輸送の安全を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(国土交通大臣による輸送の安全にかかわる情報の公表)

第十九条の二の二 国土交通大臣は、毎年度、第十九条第二項の規定による命令に係る事項その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を整理し、これを公表するものとする。

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合は、解任の理由

2 前項の安全統括管理者(運航管理者) 選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 安全統括管理者選任届出書 選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第七条の二の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類
- 二 運航管理者選任届出書 選任された運航管理者が第七条の二の三各号に掲げる要件を備えることを証する書類

(輸送の安全にかかわる情報の公表)

第十九条の二 法第十九条の二の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一 法第二十五条第一項の規定による立入検査(輸送の安全の確保に係るものに限る。)に係る事項

二 法第十九条第二項の規定による命令に係る事項

三 その他輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

2 法第十九条の二の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(一般旅客定期航路事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表)  
第十九条の二の三 一般旅客定期航路事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

第十九条の二の二 一般旅客定期航路事業者は、その業務の実施に当たり、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。  
一 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針  
二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的な事項  
三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する基本的な事項  
2 一般旅客定期航路事業者は、前項に掲げる事項のほか、法第十九条第二項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。